

共生社会の実現に向けた認知症施策の推進

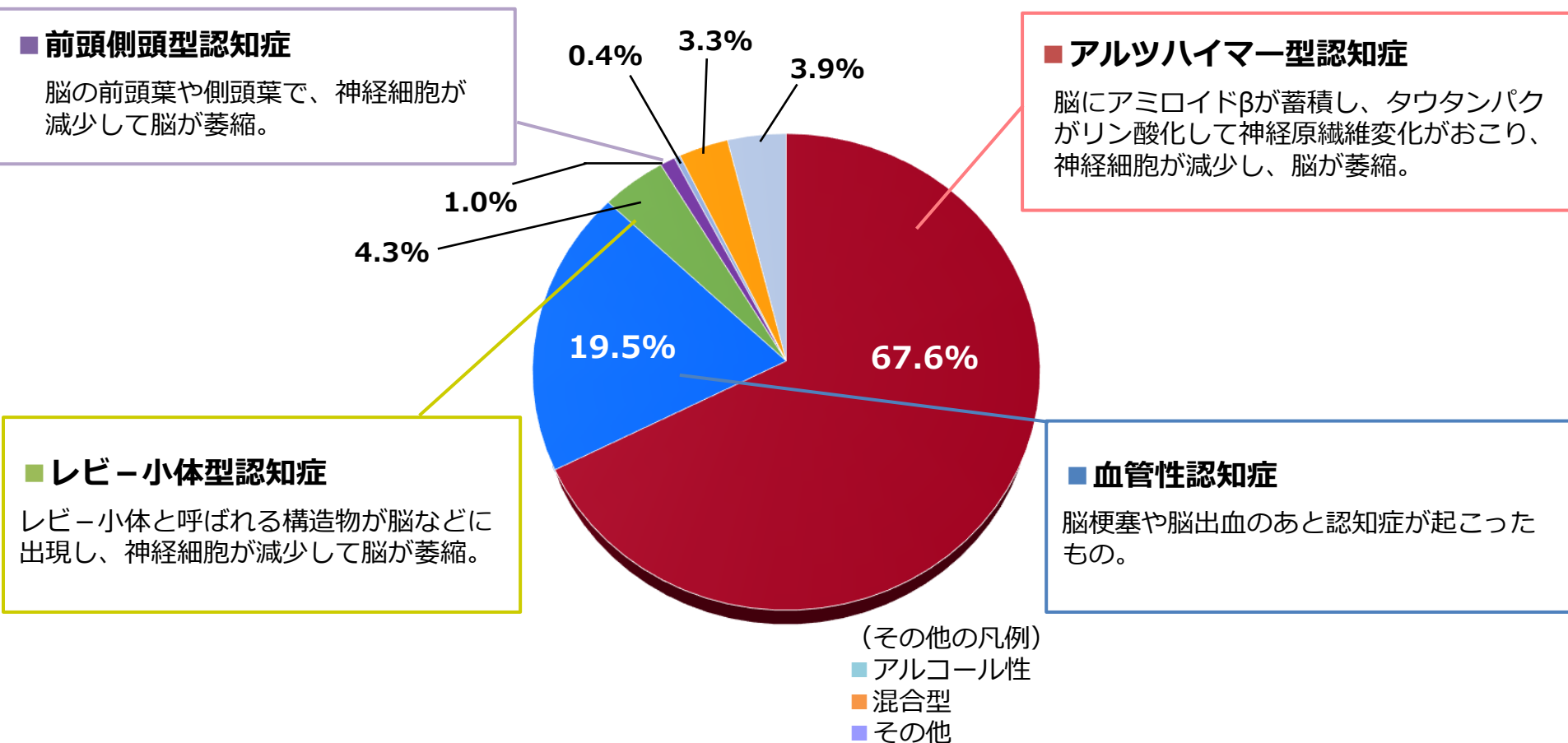
厚生労働省 老健局 認知症総合戦略企画官
(併) 地域づくり推進室長
遠坂 佳将

1. 認知症に関する基本情報



認知症の種類（主なもの）

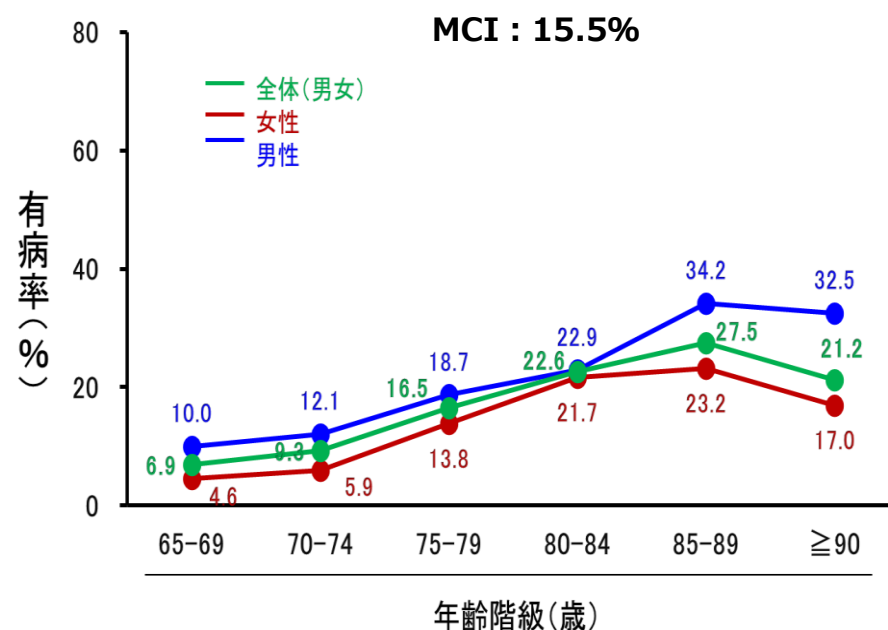
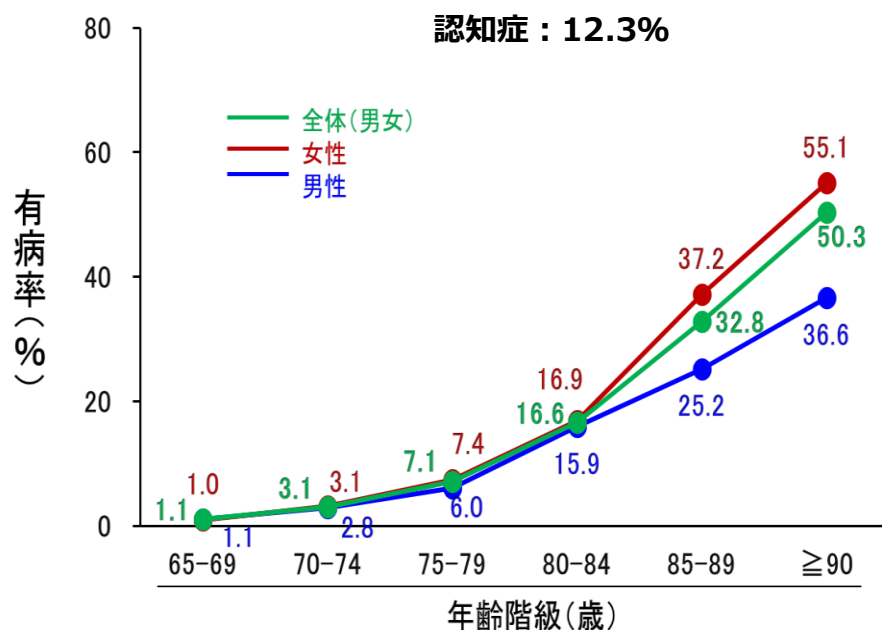
認知症：一度獲得された知的能力（記憶、思考、理解、計算、言語、学習能力、判断など）が、脳に病気が起こることによって、慢性進行性に低下し、社会的に支障をきたすようになった状態（一つの病気を示していない）





認知症は誰もがなり得る

- 2022年に認知症の地域悉皆調査を実施した4地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）において推計
- MCI/認知症の有病率は約3割。85－89歳の約6割、90歳以上の約7割はMCI/認知症になると見込まれる



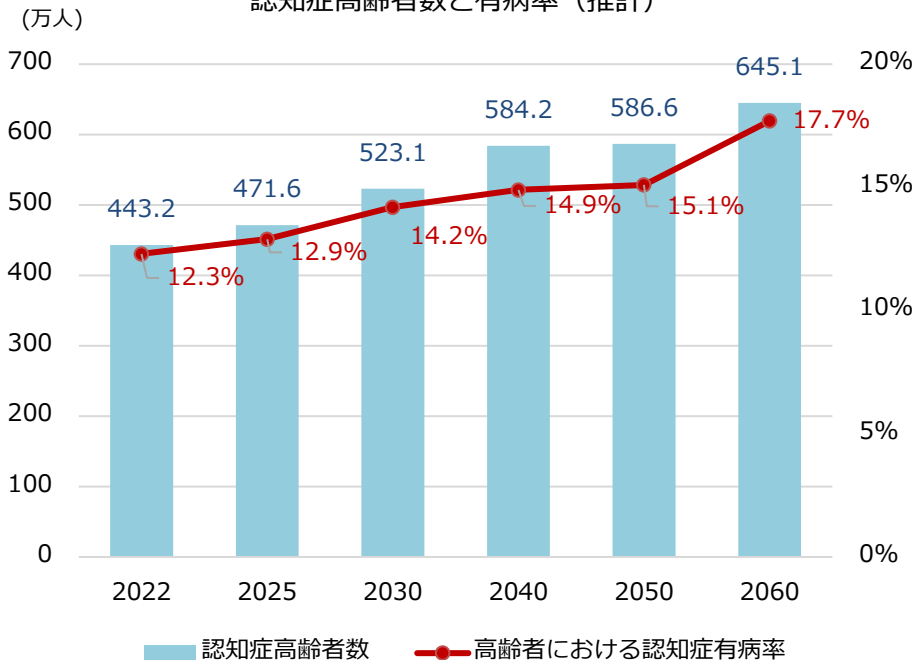
資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）より厚生労働省にて作成



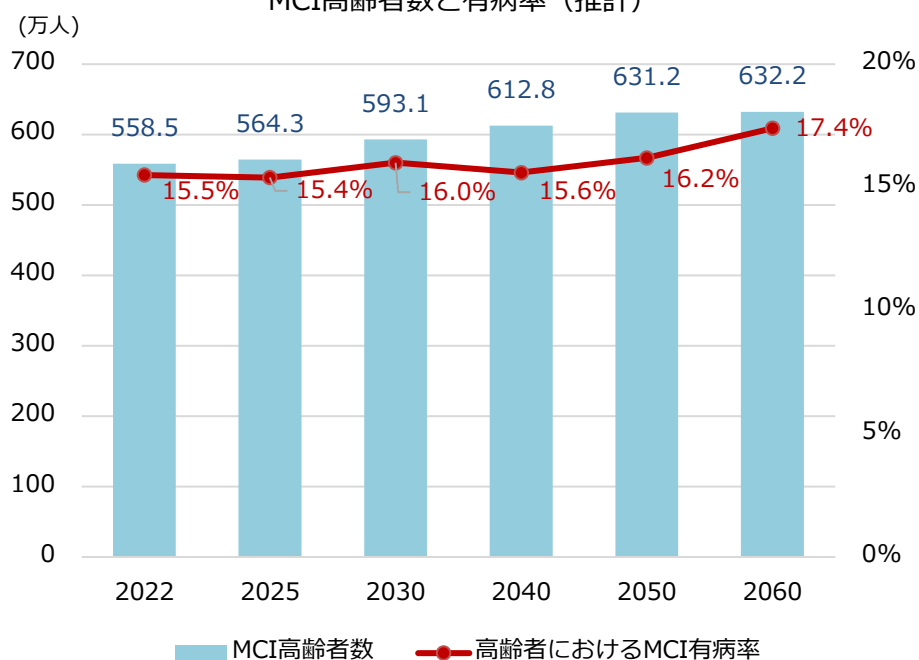
認知症は誰もがなり得る

- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2050年の認知症者高齢者数は584.2万人、MCI高齢者数は612.8万人と推計される

認知症高齢者数と有病率（推計）



MCI高齢者数と有病率（推計）





認知症施策のこれまでの主な取組

- ① 平成12年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
 - ・ 認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - ・ 介護保険の要介護（要支援）認定者数は、
要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 平成16年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 平成17年に「認知症サポーター」の養成開始。 ※90分程度の講習を受け、認知症への理解を深める。
平成20年に「認知症疾患医療センター運営事業」の開始
- ④ 平成26年に**認知症サミット日本後継イベント**の開催。
※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 平成27年に関係12省庁で**新オレンジプラン**を策定。（平成29年7月改定）
- ⑥ 平成29年に**介護保険法の改正**。
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
 - ・ 認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・ 心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - ・ 認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 平成30年に**認知症施策推進関係閣僚会議**が設置
- ⑧ 令和元年に**認知症施策推進大綱**が関係閣僚会議にて決定。
- ⑨ 令和2年に**介護保険法の改正**。
 - ・ 国・地方公共団体の努力義務を追加（介護保険法第5条の2）
 - ・ 「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 令和4年 **認知症施策推進大綱中間評価**
- ⑪ 令和5年6月 「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」成立。
- ⑫ 令和5年9月 「**認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議**」が設置
- ⑬ 令和6年1月 「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」施行。



認知症とともに生きる希望宣言

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループが2018年11月に発表

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、
前を向いて生きていきます。**
- 2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、
社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。**
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、
元気に暮らしていきます。**
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを
身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。**
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、
暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。**

2. 共生社会 認知症基本法

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和5年6月14日成立、令和6年1月1日施行

目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

基本理念

- ① **全ての認知症の人が**、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができる。
- ② **国民が**、正しい知識・正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって生活の障壁となるものを除去することにより、**認知症の人が**、社会の対等な構成員として、地域で安全・安心・自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ **認知症の人の意向**を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、**認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症等に係る予防、診断・治療、リハビリテーション、介護方法、社会参加の在り方、社会環境の整備等に関する研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり等各関連分野における総合的な取組として行われる。



認知症基本法成立から施行までの動き

岸田内閣総理大臣発言（令和5年6月21日記者会見）

認知症への対応については、（中略）今月成立した認知症基本法も踏まえて、日本の新たな国家プロジェクトとして取り組んでまいります。

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（令和5年9月－12月）

<趣旨>

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目指す共生社会、すなわち、**認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現**に向け、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映するため、基本法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交えた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を開催する。





認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

意見のとりまとめ

1. 基本的考え方

- ・ 認知症の施策や取組を、認知症基本法の理念に基づき立案・実施・評価

2. 普及啓発・本人発信支援

- ・ 認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていく

3. 地域ぐるみで支え合う体制など

- ・ 若年性認知症の人等の社会参加や就労の機会の確保
- ・ 早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境整備
- ・ 本人、家族の声を聴きながら認知症バリアフリーを進め、幅広い業種の企業が経営戦略の一環として取り組む
- ・ 認知症の本人の意向を十分に尊重した保健医療・福祉サービス等につながる施策や相談体制の整備等

4. 家族等の支援（仕事と介護の両立支援等）

- ・ 介護をしながら家族等が自分の人生を大切にできる環境・支援制度の整備

5. 研究開発・予防

- ・ 本人、家族等に役立つ研究成果、国の支援

6. 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- ・ 独居高齢者等の意思決定支援を補完する仕組み。政府全体で問題への対処、整理



認知症施策推進本部・関係者会議

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、

- 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部を設置する。
- 本部は、基本計画の案を作成しようとするとき等には、あらかじめ、本部に設置する、認知症の人・家族等、その他関係者により構成される認知症施策推進関係者会議の意見を聴く。

認知症施策推進本部（全閣僚）

本部長：内閣総理大臣
 副本部長：内閣官房長官、健康医療戦略担当大臣、
 厚生労働大臣
 本部員：本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

意見

- ・基本計画の案の作成・実施の推進
- ・基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価 等

認知症施策推進関係者会議 （内閣総理大臣が任命 20名以内）

- ※ 認知症の人・家族等、保健医療福祉従事者、
 地方自治体、経済・労働関係団体、研究者等
 により構成予定

基本計画の案の作成、基本計画に基づく施策の
 実施状況評価結果の取りまとめの際等に意見



認知症施策推進基本計画の策定に向けて

趣旨

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月1日に施行され、基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、**政府として基本法に基づく認知症施策推進基本計画を策定し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ること**としているところ。
- 基本計画の策定等に当たっては、基本法に基づき、**認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者により構成**される認知症施策推進関係者会議を開催し、意見を聴くこととされている。

スケジュール

令和6年1月26日	第1回認知症施策推進本部
令和6年3月-9月	認知症施策推進関係者会議 （計6回開催、9/2に基本計画案をとりまとめ。）
	↓
今後	第2回認知症施策推進本部 認知症施策推進基本計画の閣議決定

認知症施策 本人目線で

推進基本計画案 大筋了承

政府は2日、1月に施行された認知症基本法に基づき「認知症施策推進基本計画」案を関係者会議で示し、大筋で了承された。写真・手塚耕一郎撮影。会議には認知症の人も委員として加わって意見を述べ、基本計画案では認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」が打ち出されたほか、さまざまな施策を認知症の本人の視点に立って進める姿勢が明確にされた。

3面に
CU
クローズアップ

基本計画は、認知症施策推進大綱(2019年策定)に代わる位置付け。認知症について「痴呆症」と呼ばれるなど偏見のあった過去の価値観に言及。「社会的に孤立する」「意思が十分に尊重されない」など今に続く課題を指摘したうえで、新しい認知症観という考え方を広めることを掲げた。

厚生労働省の推計による



意思尊重「共生社会」へ

「新しい認知症観」を提起

- ・認知症の人への国民理解の増進
- ・生活におけるバリアフリー化の推進
- ・社会参加の機会の確保
- ・意思決定支援と権利利益の保護
- ・保健医療や福祉サービスの提供体制の整備
- ・認知症の予防
- ・医療、福祉、企業、自治体など多様な主体の連携



- 1 「新しい認知症観」の理解促進
- 2 認知症の人の意思尊重の促進
- 3 周囲と支え合い、地域で安心して暮らせる環境の整備
- 4 認知症をめぐる新たな知見や技術の活用

認知症施策推進基本計画案のポイント

基本的施策

と、高齢者のうち認知症の人は22年に443万人に上り、軽度認知障害も含めると1000万人を超える。こうした点を踏まえ、誰もが認知症になりうる時代であり、自分のこととして理解を深めることの重要性を指摘した。

また、共生と予防を両輪とした大綱に比べ、基本計画案は共生社会の実現により重点を置く形となった。基本的施策として、若年性認知症の人の就労支援強化など「社会参加の機会確保」▽地域の企業や公共交通機関なども加わった「生活におけるバリアフリー化の推進」――など12項目を盛り込んだ。

目指す社会像を示した重点目標として、国民が新しい認知症観を理解していること▽認知症の人の生活において意思等が尊重されて

いること▽認知症の人や家族が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らせること▽新たな知見や技術を活用すること――の4項目を挙げた。

目標達成度合いを測る「指標」も定め、認知症サポーターの養成者数や、本人ら当事者が互いに支え合う「ピアサポート」活動を支援している自治体数、製品・サービスの開発に当事者が参画した数などを挙げた。

都道府県や市区町村は、国の基本計画をもとに、地域の実情に沿った計画を策定することが努力義務とされている。当事者らが施策の立案や推進などに参画する際に、丁寧な情報提供や説明などの配慮を求めた。計画は期間が29年度までで、おおむね5年ごとに見直す。今秋に閣議決定する。

【阿部絢美】

3. 認知症施策推進基本計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



認知症施策推進基本計画のコンセプト

「新しい認知症観」に立ち、認知症の当事者が施策づくりに参画し、自治体が計画を策定

※「新しい認知症観」：

- ①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。
- ②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる。

自治体の認知症推進計画の策定

認知症の人やその家族等にとって身近な自治体が、認知症施策を推進するための計画を策定し、地域の実情に応じた多様な認知症施策を展開する

認知症の人と家族等の参画

認知症の人と家族等が、行政や地域の多様な主体とともに、認知症施策の立案から実施、評価に至るまでのプロセスに参画し、これを継続する

施策の推進

共生社会の実現

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）を実現する



基本的施策

認知症の人や家族等の声を起点とし、認知症の人や家族等の視点に立って、認知症の人や家族等とともに施策を推進する。

⇒ 保健医療・福祉分野のみならず、**生活分野全般をカバー**する基本計画

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等
8. 認知症の予防等
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施
10. 多様な主体の連携
11. 地方公共団体に対する支援
12. 国際協力

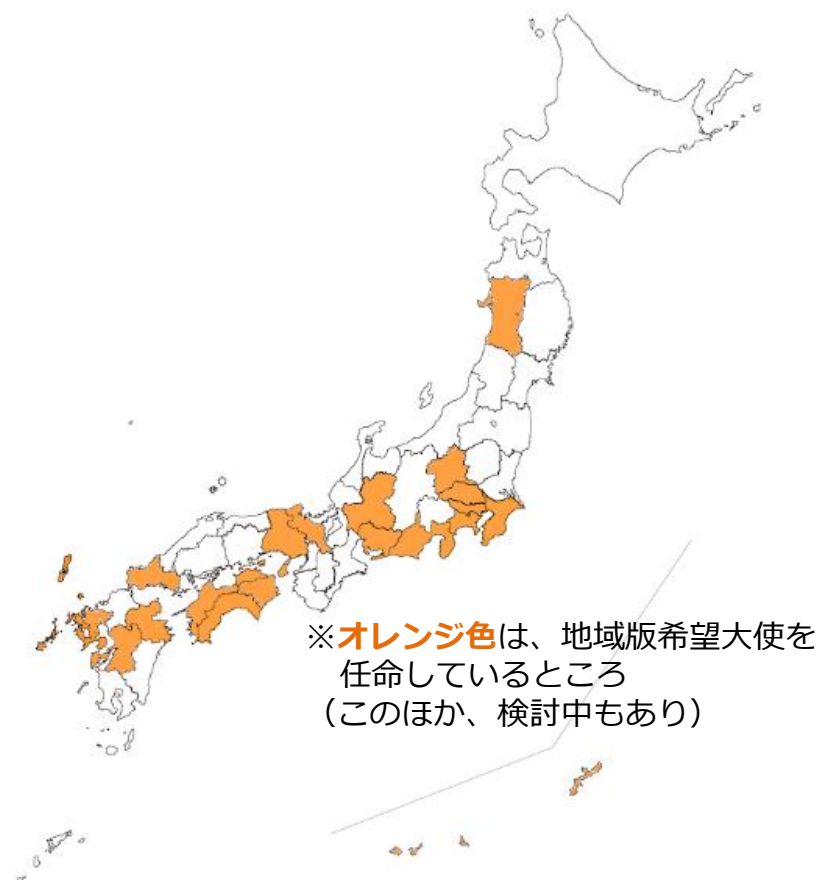


認知症の人本人からの発信の支援 (認知症本人大使の任命)

- 国において、**7名の「希望大使」**（令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん）を任命
- 都道府県において、令和2年度以降、**21都府県、68名の地域版の希望大使を任命**（令和6年4月末現在）

令和6年2月29日開催

（認知症希望大使と厚生労働省職員との意見交換会より）



認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても
希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信



認知症バリアフリーの推進

認知症バリアフリー：移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていくこと

＜（株）イトーヨーカ堂の取組＞

※第3回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 資料2を参考に厚生労働省にてまとめたもの

- ・ 認知症バリアフリーの意義を以下のように捉えて取り組んでいる。
 - 超高齢社会における経営戦略の一環（新たな事業創出、ビジネスチャンス）
 - 従業員の介護離職防止につながり、企業の組織基盤の強化にも資する
- ・ そのために、認知症の本人・家族との対話を行い、商品・売り場・サービスなどに関するニーズを汲み取り、ソフトとハードの両面で店づくりに取り組んでいる。





認知症バリアフリー社会実現のための手引き

- 認知症バリアフリーを推進し、認知症の人の社会参加やチャレンジを後押しする機運を社会全体で高めるため、日本認知症官民協議会（行政のみならず経済団体、医療・福祉その他業界団体、自治体、学会等から約100団体が参画）にて、認知症の本人・家族の意見を踏まえつつ、策定。

★認知症の人と接する機会の多い業種等から作成

【令和2年度】

「金融」（銀行・信託・生保・損保・証券）

「住宅」（マンション）

「小売」（コンビニ・小売店・薬局等）

「レジャー・生活関連」（旅館・ホテル、理美容、飲食業等）

【令和4年度】

「図書館」「薬局・ドラッグストア」「運動施設」「配食等」

【令和5年度】

「旅館・ホテル」「携帯ショップ」

【令和6年度～】

認知症の本人・家族の希望を踏まえ、関係省庁と連携して策定する「工程表」に基づき、幅広く、かつ、個別の業界・業種ごとの手引きを作成予定。





認知症カフェ



認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

【実施状況】令和4（2022）年度実績調査

- ・ **47都道府県1,563市町村（89.8%）にて、8,182 カフェが運営**
- ・ 設置主体は、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。



本人ミーティング

- 認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。
- 本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域に伝えていくための集まり。

今、地域で起きている課題

【本人】

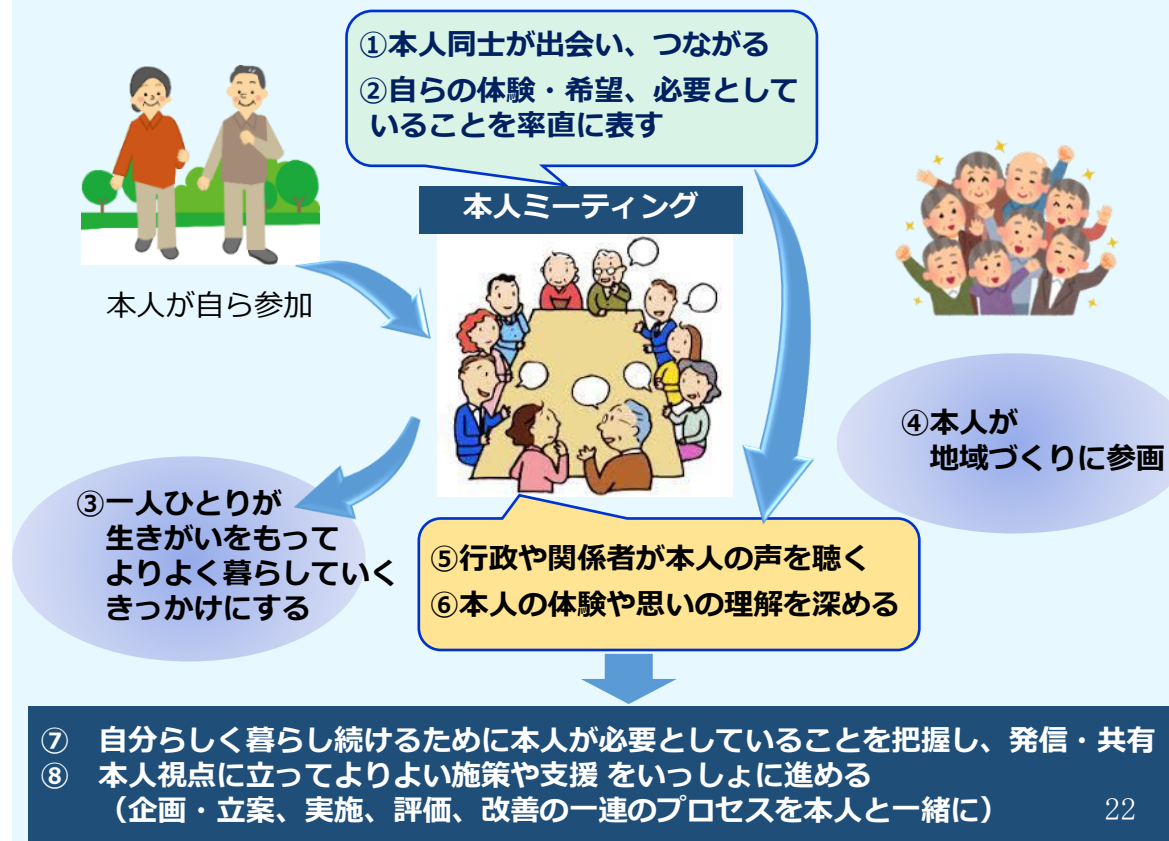
- 声をよく聴いてもらえない
- わかってくれる人、仲間に出会えない
- 世話になる一方はつらい、役立ちたい
- 自分の暮らしに役立つ支えがない
- 生きていく張り合いがない
- とじこもる、元気がなくなる

【地域、支援者、行政】

- 本人の声をよく聴いたことがない
- 本人のことが、よくわからない
- つきあい方、支え方がよくわからない
- 本人が地域の中で元気で生きがいをもって暮らし続けるために、どんな(新しい)サービスが必要かわからない

本人ミーティングのねらい

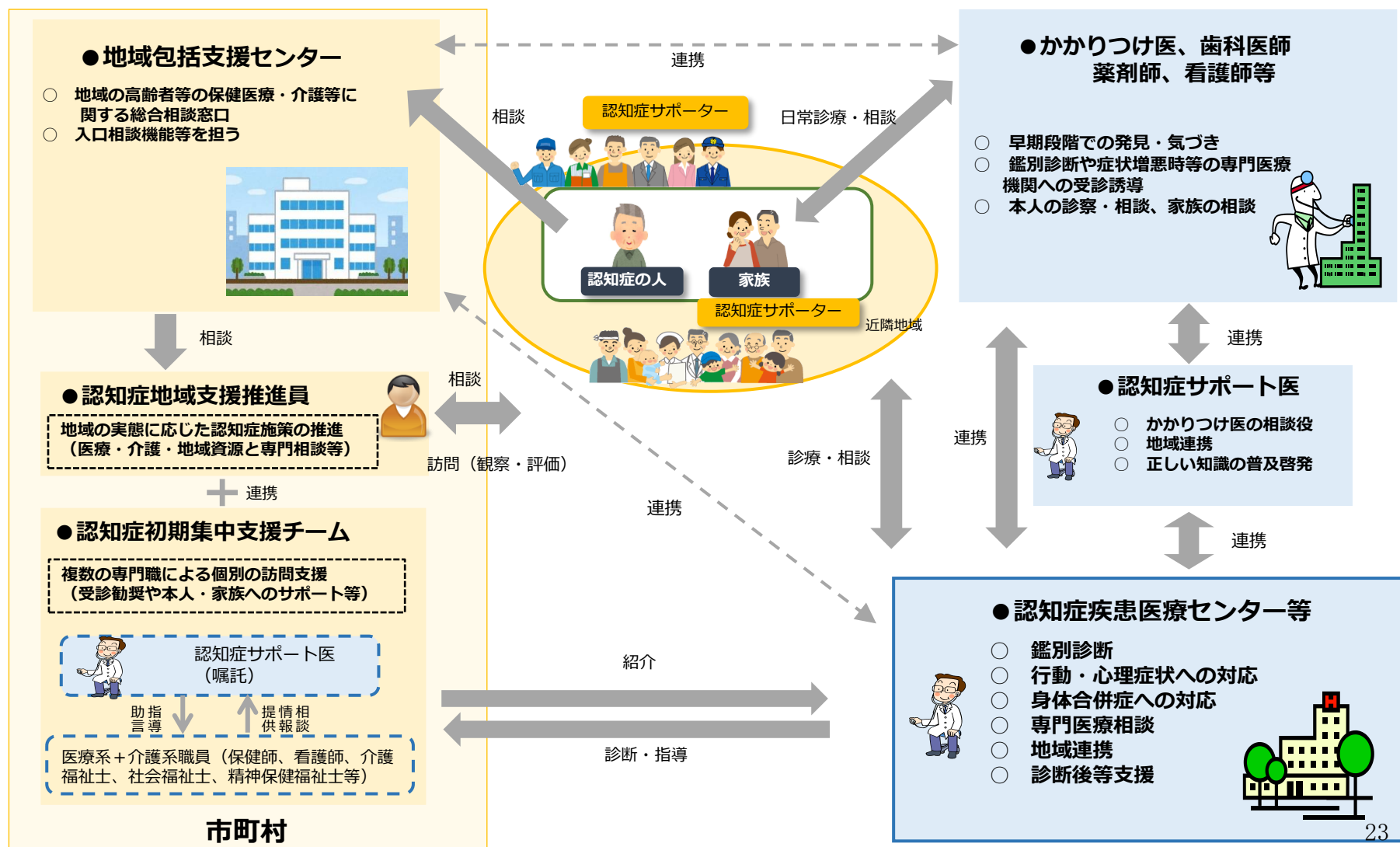
認知症の人の視点を重視した地域づくりを具体的に進めていくための方法。





容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症ケアパス：認知症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、流れをあらかじめ標準的に示したもの





認知症の創薬推進プロジェクト

～創薬標的から創薬シーズの創出、創薬シーズから治験に直結する研究開発支援、国際共同治験体制の整備～

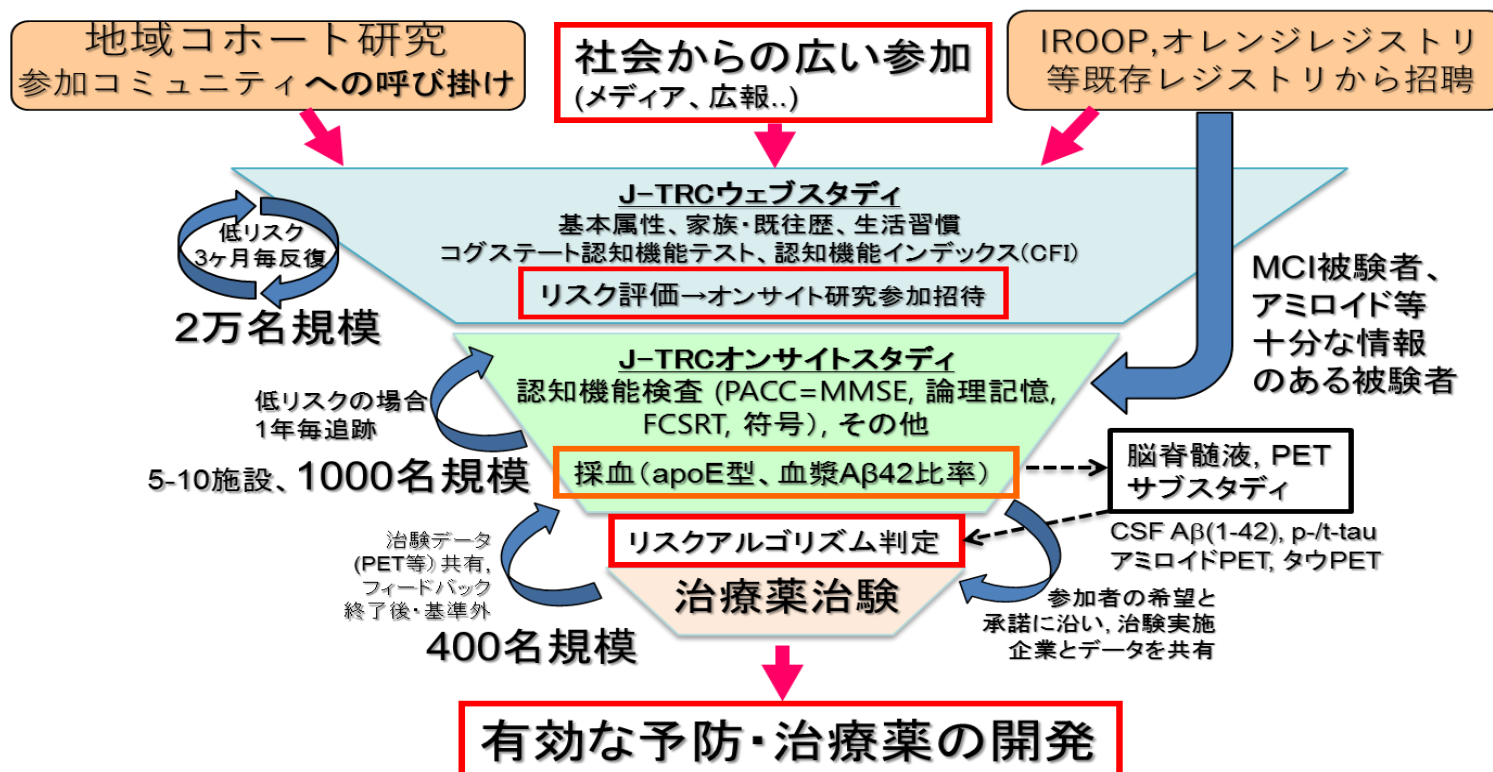
薬剤治験対応コホート(TRC)研究概要

認知症研究開発事業 (R1-R5)

研究目的：既存コホート等との連携により前臨床期の人登録を促進し、

- ・縦断観察研究による自然歴計測・国際比較、新規技術標準化
- ・認知症疾患修飾薬治験参加者の同定

により薬剤治験に即刻対応できる体制を構築する。





認知症の創薬推進プロジェクト

～創薬標的から創薬シーズの創出、創薬シーズから治験に直結する研究開発支援、国際共同治験体制の整備～

血液バイオマーカーにより脳アミロイドPETの高精度予測を実現

J-TRC参加者

血液採取

バイオマーカー測定

脳アミロイド
蓄積（PET検査）

認知機能正常な方



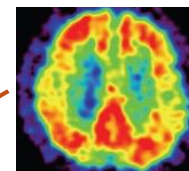
軽度認知障害



p-tau217

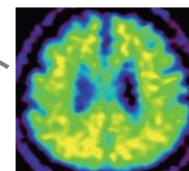
A β

陽性



蓄積あり

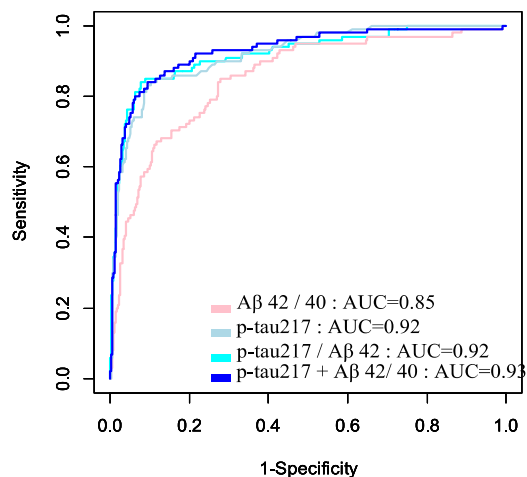
陰性



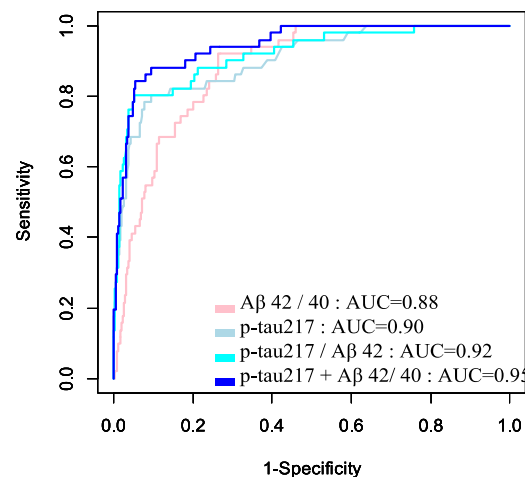
蓄積なし

高精度に判別

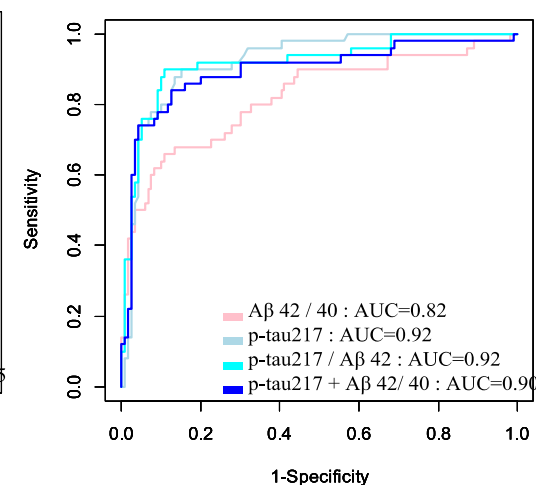
A. 全例



B. 無症状



C. MCIレベル



認知症施策推進基本計画の重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標 (例)	アウトプット指標 (例)	アウトカム指標 (例)
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援する自治体数	認知症希望大使等の本人が発信等の取組を行っている自治体数	認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	ピアサポート活動や本人ミーティング等への支援を実施している自治体数	認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人や家族等の意見を反映している自治体数	認知症の人の尊厳が保持され、これまでの生活が継続できていると考える認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が地域で安心して暮らすことができる	- 認知症の人や家族等の声を起点とした認知症施策の計画を策定し、達成すべき目標及びKPIを設定している自治体数 - 部署横断的に認知症施策の検討を実施している自治体数	- 個別の相談・支援を実施する認知症地域支援推進員や若年性認知症コーディネーターを設置している自治体数 - 認知症バリアフリー宣言を行った事業者数	- 自分の思いを伝えることが出来る家族、友人、仲間がいると感じる認知症の人の割合 - 認知症の人が、地域で役割を果たし、自分らしく暮らせると考える認知症の人及び国民の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が認知症の人及び家族等の当事者の意見を反映させた研究計画の数	国が支援・実施する、認知症の人や家族等の当事者の意見を反映させた認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化された数



基本計画の推進にあたって

【自治体と国の連携】

- 計画策定にあたり、既存の介護保険事業計画等の内容と重複する場合、一体的に策定できるようにするなど、**必要に応じて柔軟に運用**できることとする。
- 国は、様々な状況にある自治体の参考となるような**取組を共有するなどの支援**を行う。

【認知症の人と家族等の参画推進】

- 行政職員が、認知症カフェ等地域の様々な接点を通じて、**認知症の人や家族等と出会い・対話**を通じて、理解を深める。
- ピアサポート活動や本人ミーティング等の**認知症の人や家族等の活動を支援**し、当事者発信につなげていく。
- 認知症の人と家族等とともに、**施策を立案、実施、評価**する。

ご清聴ありがとうございました。

厚生労働省では、Facebookアカウントを運用しています。

オレンジポスト～知ろう認知症～

検索

